

平成22年12月6日判決言渡

平成20年(行)第683号 工事差止等、諫早湾西工区前面堤防工事差止等請求控訴事件

控訴人となっている1審原告 松藤文豪 ほか50名（控訴人1審原告）
被控訴人となっている1審原告 荒木国公 ほか48名（被控訴人1審原告）
1審被告（控訴人兼被控訴人） 国
判 決 骨 子

- 1 被控訴人1審原告ら全員及び控訴人1審原告らのうち9名は、諫早湾湾口部及びその近傍部における魚類についての漁業行使権を有している。
- 2 本件潮受堤防の締切りと前項記載の1審原告らの漁業被害との間の因果関係が認められるので、同人らは、本件潮受堤防の締切りによりその漁業行使権を侵害されている。
- 3 本件潮受堤防の防災機能は限定的なものであり、現時点において、本件干拓地における営農にとって本件潮受堤防の締切りが必要不可欠であるといえないこと、本件各排水門を常時開放しても、防災上やむを得ない場合にこれを閉じることによって、その防災機能を相当程度確保することができることなどを総合考慮すると、本件潮受堤防の締切りによる漁業行使権の侵害状態は違法である。
- 4 本件各排水門の常時開放請求は、防災上やむを得ない場合を除き常時開放する限度で認めることができる。ただし、代替工事に要する期間や将来の事実関係の変動可能性等を考慮すると、判決確定の日から3年間は本件各排水門の開放を猶予し、5年間の期限付きで請求を認めるのが相当である。

福岡高等裁判所第1民事部